平成２７年（フ）第８１１３号
東京都府中市小柳町３丁目32―11―201
債務者　中村　留美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１２０号
東京都八王子市川口町1567―２
債務者　西村　王寿
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１２１号
東京都江戸川区中葛西３丁目２―９―301
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１４２２号
横浜市鶴見区寺谷１丁目１番１号　松原ハイツ101
債務者　佐竹まさみ
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８０５１号
東京都板橋区高島平９丁目５―７―403
債務者　吉井　澄子
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０６８号
東京都江東区北砂７丁目７―１―920
債務者　黒澤　彰重
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０６９号
東京都江東区東雲１丁目９―19―1305
債務者　苅谷　信行
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８０７０号
東京都渋谷区富ヶ谷１丁目16―１―203
債務者　都平　聡介
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８２号
東京都八王子市西片倉２丁目２番１号シュタール206号
債務者　小山　敬子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第４１９号
さいたま市大宮区三橋４丁目889番地１
破産者　マツヨシ興業株式会社
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５５号
千葉県木更津市永井作１丁目11番23号　ハイムエクセルＡ102、開始決定時の住所千葉県木更津市請西３丁目12番18号　サンセールヒノＢ102
破産者　地曳　　彩
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第３９号
京都府亀岡市下矢田町４丁目20番２号
破産者　株式会社アールアイ
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
神戸市西区森友４丁目63番地
破産者　株式会社神戸丸福水産
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第３８０号
鹿児島県鹿児島市与次郎１丁目５番35号
破産者　株式会社カンプリ
1　決定年月日　平成27年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
釧路市昭和中央５丁目４番５号
破産者　株式会社スカイウォール
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第６３号
北海道釧路郡釧路町鳥通東９丁目11番地
破産者　高橋建設工業株式会社
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１５３号
埼玉県飯能市川寺445番地
破産者　株式会社フレックス
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２６４号
埼玉県所沢市大字本郷686番地２
破産者　有限会社てらわき
1　決定年月日　平成27年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部